

# 国民健康保険被保険者証の有効期間が変わります

## 有効期限が3月末から7月末に変更になります

平成30年度からの新しい国民健康保険制度に合わせて、国民健康保険の被保険者証の有効期間が、従来の「4月1日から翌年3月末まで」から「8月1日から翌年7月末まで」へと変更となります。

### 0～68歳の方へ(平成30年4月1日時点)

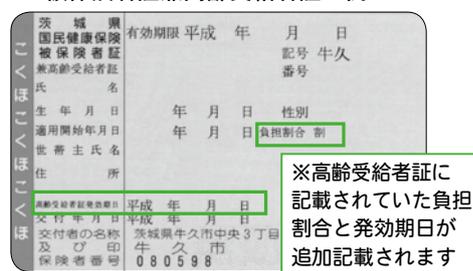
移行年度である平成30年度においては、特別に有効期間が4月1日から平成31年7月末までの1年4カ月の被保険者証を交付します(※短期被保険者証を除きます)。

### 70歳以上の方(平成30年4月1日時点)、または平成31年8月1日までの間に70歳を迎える方

#### 被保険者証と高齢受給者証が1枚のカードになります

70歳の誕生月の翌月(1日生まれの方は当月)から高齢受給者となり、現状では被保険者証とは別に直近の7月末までの有効期間となる高齢受給者証が交付されていますが、平成30年4月1日からは、被保険者証と高齢受給者証が一つになった「被保険者証兼高齢受給者証」をお使いいただくこととなります。

被保険者証兼高齢受給者証の例



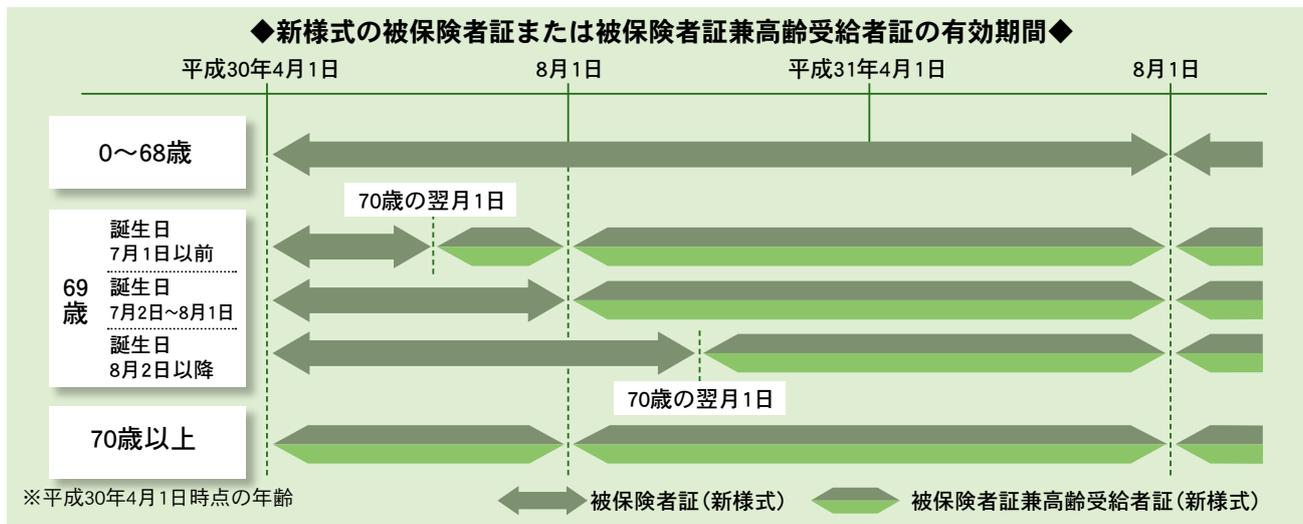
#### ●70歳以上のすでに高齢受給者証をお持ちの方

有効期間が平成30年4月1日から平成30年7月末までの4カ月の被保険者証兼高齢受給者証を送付します。平成30年8月1日からの被保険者証兼高齢受給者証については別途送付されます。

※2月までにお手元に届いている従来の高齢受給者証の有効期限は平成30年7月31日と記載されていますが、4月1日以降に受診の際は、被保険者証兼高齢受給者証をお使いいただき、現在お持ちの高齢受給者証については破棄してください。

#### ●平成30年4月以降に70歳を迎える方

有効期間が平成30年4月1日から誕生月の末日(1日生まれの方は前月末日)までの被保険者証を送付します。70歳からお使いいただく被保険者証兼高齢受給者証については別途送付されます。詳しくは下図をご参照ください。



【配達日程】3月6日(火)～21日(水・祝)までの間に簡易書留にて順次配達します。配達時に不在の方は3月22日(木)に不在票を投函します。※3月時点で国民健康保険に加入されている方は、3月中に平成30年度の新しい被保険者証または被保険者証兼高齢受給者証を郵送します。